

韓国知的財産ニュース 2021年6月後期

(No. 441)

発行年月日：2021年7月2日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、6月16日から30日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令（案）立法予告
（産業通商資源部公告第2021-173号）
- 1-2 特許法施行令の一部改正令（大統領令第31813号）
- 1-3 実用新案法施行令の一部改正令（大統領令第31814号）
- 1-4 特許・実用新案優先審査の申請に関する告示の条文別制定・改正理由書
（特許庁告示第2021-14号）
- 1-5 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案
（議案番号：2110984）
- 1-6 デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2110986）
- 1-7 商標法の一部改正法律案（議案番号：2110990）
- 1-8 弁理士法の一部改正法律案（議案番号：211200）
- 1-9 新型コロナワクチンの特許出願、優先審査対象に指定
- 1-10 損害賠償額の現実化に向けた商標法、デザイン保護法、不正競争防止法の改正法施行（6月23日）

関係機関の動き

- 2-1 青年スタートアップの活性化に向けた「IP(知的財産)創業カンファレンス」を開催
- 2-2 2021年上半期積極行政の優秀事例コンテストで、人事革新処長賞受賞
- 2-3 五庁長官会合を開催
- 2-4 特許庁、信用保証基金とともに優秀特許を基盤にする創業企業の投資誘致を支援
- 2-5 韓国金融委員会・韓国特許庁、第3回知的財産金融フォーラムを共同開催
- 2-6 韓国・サウジアラビア、共同特許審査を開始

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 生活防疫用品のデザイン、「著しく増加しており、非対面が主流」
- 4-2 特許庁、デザイン「新韓国分類体系」を7月1日から施行

その他一般

- 5-1 電気自動車充電設備で浮上する「ワイヤレス充電道路」
- 5-2 半導体精度を決める重要素材「研磨剤」、韓国企業の勢いが強い
- 5-3 [報道参考資料] 特許登録件数に対する無効率は約0.2%です

法律、制度関連

1-1 特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令（案）立法予告（産業通商資源部公告第2021-173号）

電子官報（2021.6.21.）

特許庁公告第2021-173号

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令（案）を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に事前にお知らせし、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第41条に基づき、次のとおり公告します。

2021年6月21日

特許庁長

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令（案）立法予告

1. 改正理由及び主要内容

不正競争防止法の改正・施行により、特許庁に不正競争防止及び営業秘密保護に向けた基本計画策定等のための人員2名（4級又は5級1人、6級1人）を増員し、技術侵害・奪取事件に対する捜査機能の強化のために産業財産保護協力局に技術デザイン特別司法警察課を評価対象組織として新設することで、それに必要な人員8名（4級1人、4級又は5級2人、5級2人、6級2人、7級1人）を増員し、特許庁に特許審査のための

人員7人（4級又は5級3人、6級4人）、商標審査のための人員2名（4級又は5級1人、6級1人）、審判支援のための人員3人（4級又は5級1人、5級2人）をそれぞれ増員し、特許審査業務のために必要な人員7人と商標・デザイン審査業務のために必要な人員5人を評価対象の定員にする等の内容で「特許庁とその所属機関職制」が改正（大統領令第000000号、2021年7月00日公布・施行）により、変更される事項を反映する。

一方、総額人件費制で運営している特許事業化担当官とアイデア取引担当官の存続期間を2022年7月31日までに、それぞれ延長し、不正競争調査の機能を強化するために総額人件費制を活用して、産業財産保護協力局に不正競争調査チームを新設し、特許庁に総額人件費制を活用して職級が引き上げられた定員5人（4級又は5級5人）を従前の職級（5級5人）に戻し、産業財産保護協力局の一部の下部組織の名称及び分掌事務を調整し、情報顧客支援局の一部の下部組織の分掌事務を調整するなど、現行制度の運営上に現れた不備を補完するものである。

2. 意見提出

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令案について意見がある機関、団体又は個人は、2021年7月7日までに統合立法予告システム（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じて、法令案を確認した後、意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：革新行政担当官）に提出してください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否意見とその理由）

ロ. 姓名（法人、団体の場合は、その名称と代表者姓名）、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項

※提出意見の送り先

*（郵便番号 35208）

大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟

特許庁革新行政担当官

電子：(042)481-8617、ファックス：(042)472-3504

電子メール：aza00@korea.kr

3. その他の事項

改正案に対する詳細な事項は、特許庁のウェブサイト（<http://www.kipo.go.kr>）「冊子/統計→法令及び条約→立法予告」を参照するか、又は特許庁革新行政担当官室（電話042-481-8617、ファックス042-472-3504）にお問い合わせください。

国務会議の審議を経た特許法施行令の一部改正令を公布する。

大統領 ムン・ジェイン

2021 年 6 月 22 日

大統領令第 31813 号

特許法施行令の一部改正令

特許法施行令の一部を次のとおり改正する。

第 9 条題目以外の部分を第 1 項とし、同項（従前の題目以外の部分）第 6 号のうち、『科学技術基本法』第 11 条を『国の研究開発革新法』第 2 条第 1 号とし、同条に第 2 項を次のように新設する。

②法第 61 条第 3 号の「大統領令で定める特許出願」とは、次の各号のいずれかに該当する特許出願をいう。

1. 次の各目のいずれかに該当するもので、特許庁長が定めて告示する特許出願

イ. 「感染症の予防及び管理に関する法律」第 2 条第 21 号による医療・防疫物品と直接関連する特許出願

ロ. 「災難及び安全管理基本法」第 73 条の 4 による認証を受けた災難安全製品と直接関連する特許出願

2. 災難による緊急状況に備えるために特許庁長が優先審査の申請期間を定めて公告した対象に該当する特許出願

附 則

この令は 2021 年 6 月 23 日から施行する。

<改正理由及び主要内容>

新型コロナウイルス等国家的な災難に必要な特許審査が早期に行われるよう、災難の予防・対応・復旧等に必要と認められる特許出願の場合、他の出願に優先して審査できるようにする内容に、「特許法」が改正（法律第 17730 号、2020 年 12 月 22 日公布、2021 年 6 月 23 日施行）されたことにより、優先審査の対象になる特許出願を医療・防疫物品や災難安全製品と直接関連する特許出願等に定めようとするものである。

（法制処提供）

国務会議の審議を経た実用新案法施行令の一部改正令を公布する。

大統領 ムン・ジェイン

2021 年 6 月 22 日

大統領令第 31814 号

実用新案法施行令の一部改正令

実用新案法施行令の一部を次のとおり改正する。

第 5 条第 7 号のうち、『科学技術基本法』第 11 条を『国の研究開発革新法』第 2 条第 1 号」とする。

第 9 条第 1 項のうち、「第 8 条の 4 まで」を「第 8 条の 5 まで、第 9 条第 2 項」とする。

附 則

この令は 2021 年 6 月 23 日から施行する。

<改正理由及び主要内容>

「実用新案法」で準用する「特許法」が改正され、災害の予防・対応・復旧等に必要と認められる実用新案登録出願の場合、他の出願に優先して審査できる根拠が設けられたことにより、「特許法施行令」で定められている優先審査対象に関連する規定をこの令で準用することで、優先審査の対象となる実用新案登録出願を医療・防疫物品や災害安全製品と直接関連する実用新案登録出願等に明確にしようとするものである。

（法制処提供）

条文別制定・改正理由書

◇行政規則名

特許・実用新案優先審査の申請に関する告示

◇制定・改正理由

災難関連の出願を優先審査の対象に追加する改正特許法（2021年6月23日施行）の改正事項と国家研究開発事業の根拠法変更を告示に反映し、優先審査制度における運用上の不備を補完しようとするものである。

◇主要内容

- イ. 災難関連の出願を優先審査の対象に追加する改正特許法の施行に当たり、優先審査の対象を追加（第4条第5号、別表1、別紙第1号書式、別紙第5号書式）
- ロ. 国家研究開発事業の根拠法が「科学技術基本法」で「国家研究開発革新法」に変更されたことによる関連規定を整備（第4条第2号へ目）
- ハ. 専門機関に先行技術調査を依頼することを理由に優先審査を申請する場合に対する規定の不備を補完（第4条第4号）

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2110984）

議案番号：2110984

提案日：2021年6月23日

提案者：イ・ギョミン議員外10人

提案理由

現行法は、不正競争行為等により、営業秘密のような知的財産権に準ずる法益が侵害されると、その行為により営業上の利益を侵害された者（以下、「被害者」という。）は、その侵害行為に対する損害賠償を請求することができ、これに対して法院は、損害賠償額を算

定するに当たり営業上の利益を侵害した者（以下「侵害者」という。）の利益額を被害者の損害と推定することができるように規定している。

しかし、損害額を算定するためには被害者が侵害者の利益額を立証しなければならないが、侵害者が保有している営業秘密のような主要情報を被害者が確保して損害額を立証し、それを裁判過程で現出することは事実上不可能に近いと、それに対しては適正に立証責任が分配されるように制度を改善すべきであるという指摘がある。

一方、2016年の「特許法」の改正を通じて、特許権侵害による損害賠償額を算定するに当たり、法院の鑑定命令及び当事者の説明義務を付与し、侵害者に資料提出命令の対象・範囲を拡大する等における損害額算定制度の改善が行われた。しかし、現行法は、類似な領域を取り扱っているにも関わらず、制度変化の流れに追いつけず、そのため、訴訟時の被害当事者の実質的な救済は、特許権の侵害訴訟より難しい状況である。

そこで、侵害者の侵害行為で受けた損害額の算定のために鑑定人に対する当事者の説明義務を課し、迅速・正確な損害額の算定を図るようとする一方、侵害者が保有している証拠に対して提出命令の対象と範囲を拡大し、法院の証拠提出命令に対する不応時の制裁効果の導入を通じて、法院の証拠提出命令の実効性を向上して被害者の効果的な権利救済を図ろうとするものである。

主要内容

- イ. 不正競争行為又は営業秘密の侵害行為による営業上利益の侵害訴訟において、法院が提出を命ずることができる要件に侵害行為の立証を含めるようにする（案第14条の3第1項）。
 - ロ. 証拠提出命令の拒否理由の妥当性を判断するために法官のみが予め確認する秘密審理手続制度を導入する（案第14条の3第2項新設）。
 - ハ. 侵害の証明又は損害額の算定に必ず必要な場合には、営業秘密であっても提出義務を課し、法院の提出命令に従わない場合、相手方の主張事実を真実なものに認めるようにすることで、被害者等の立証負担を緩和する（案第14条の3第3項から第5項まで新設）。
- 二. 不正競争行為又は営業秘密の侵害行為による損害額算定のために法院が鑑定を命じた際には、当事者は鑑定人に鑑定に必要な事項を説明するように義務化する（案第14条の8新設）。

法律第 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第14条の3の本文のうち、「侵害行為による損害額を算定」を「侵害の証明又は侵害による

損害を計算」にして、同条の題目以外の部分を第1項とし、同条第2項から第5項までをそれぞれ次のように新設する。

②法院は、資料の所持者が第1項による提出を拒否する正当な理由があると主張する場合には、その主張の当否を判断するために資料の提示を命ずることができる。この場合、法院は、その資料を他の者に見られるようにしてはならない

③第1項により提出すべき資料が営業秘密に該当するが、侵害の証明又は損害額の算定に必ず必要な際には、第1項の但し書による正当な理由と見做さない。この場合、法院は、提出命令の目的内で閲覧できる範囲又は閲覧できる者を指定しなければならない。

④当事者が正当な理由無しに資料提出の命令に従わない際には、法院は、資料の記載に対する相手方の主張を真実と認めることができる。

⑤法院は、第4項に該当する場合、資料の提出を申請した当事者が資料の記載に関して具体的に主張することに著しく困難な事情があり、資料により証明する事実を他の証拠により証明することを期待し難い際には、その当事者が資料の記載により証明しようとする事実に関する主張を真実なものと認めることができる。

第14条の4第1項第1号のうち、「準備書面又は既に調査し、若しくは調査しなければならない証拠」を「準備書面、既に調査し、若しくは調査しなければならない証拠又は第14条の3第2項により提出し、若しくは提出しなければならない資料」とする。

第14条の8を次のように新設する。

第14条の8（鑑定事項の説明義務）不正競争行為、第3条の2第1項や第2項を違反する行為又は営業秘密の侵害行為による営業上利益の侵害に関する訴訟において、法院が侵害による損害額の算定のために鑑定を命じた際には、当事者は、鑑定人に鑑定に必要な事項を説明しなければならない。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（適用例） この法律は、この法律の施行後に提起される訴訟から適用する。

デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2110986）

議案番号：2110986

提案日：2021年6月23日

提案者：イ・ギョミン議員外10人

提案理由

現行法は、デザイン権又は専用実施権が侵害されると、デザイン権者又は専用実施権者（以下、「デザイン権者等」という。）は、デザイン権侵害に対する損害賠償を請求することができ、これに対して法院は、損害賠償額を算定するに当たり侵害者の利益額をデザイン権者等の損害と推定することができるように規定している。

しかし、損害額を算定するためにはデザイン権者等が侵害者の利益額を立証しなければならないが、侵害者が保有している営業秘密のような主要情報をデザイン権者等が確保して損害額を立証し、それを裁判過程で現出することは事実上不可能に近いと、それに対しては適正に立証責任が分配されるように制度を改善すべきであるという指摘がある。一方、2016年の「特許法」の改正を通じて、特許権侵害による損害賠償額を算定するに当たり、法院の鑑定命令及び当事者の説明義務を付与し、侵害者に資料提出命令の対象・範囲を拡大する等における損害額算定制度の改善が行われた。しかし、現行法は、類似な領域を取り扱っているにも関わらず、制度変化の流れに追いつけず、そのため、訴訟時の被害当事者の実質的な救済は、特許権の侵害訴訟より難しい状況である。

そこで、侵害者の侵害行為で受けた損害額の算定のために鑑定人に対する当事者の説明義務を課し、迅速・正確な損害額の算定を図るようとする一方、侵害者が保有している証拠に対して提出命令の対象と範囲を拡大し、法院の証拠提出命令に対する不応時の制裁効果の導入を通じて、提出命令の実効性を向上し、デザイン権者の効果的な権利救済を図ろうとするものである。

主要内容

- イ. デザイン権等の侵害による損害額算定のために法院が鑑定を命じた際には、当事者は鑑定人に鑑定に必要な事項を説明するように義務化する（案第115条の2新設）。
- ロ. デザイン権又は専用実施権の侵害訴訟において、法院が提出を命ずることができる要件に侵害行為の立証を含めるようにし、多様な電子記録媒体等も証拠として活用できるように提出対象を書類から資料に拡大する（案第118条第1項）。
- ハ. 証拠提出命令の拒否理由の妥当性を判断するために法官のみが予め確認する秘密審

理手続制度を導入する（案第118条第2項新設）。

- 二. 侵害の証明又は損害額の算定に必ず必要な場合には、営業秘密であっても提出義務を課し、法院の提出命令に従わない場合、相手方の主張事実を真実なものに認めるようにすることで、デザイン権者等の立証負担を緩和する（案第118条第3項から第5項まで新設）。

法律第 号

デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第115条の2を次のように新設する。

第115条の2（鑑定事項の説明義務） デザイン権又は専用実施権の侵害訴訟において、法院が侵害による損害額の算定のために鑑定を命じた際には、当事者は、鑑定人に鑑定に必要な事項を説明しなければならない。

第118条の題目のうち、「書類」を「資料」とし、同条題目以外の部分を第1項とし、同条第1項（従前の題目以外の部分）の本文のうち、「侵害行為による損害を計算するのに必要な書類」を「侵害の証明又は侵害による損害を計算するのに必要な資料」とし、同条但し書のうち、「書類」をそれぞれ「資料」とし、同条第2項から第5項までを、それぞれ次のように新設する。

②法院は、資料の所持者が第1項による提出を拒否する正当な理由があると主張する場合には、その主張の当否を判断するために資料の提示を命ずることができる。この場合、法院は、その資料を他の者に見られるようにしてはならない

③第1項により提出すべき資料が営業秘密（「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第2号による営業秘密をいう。以下同じ。）に該当するが、侵害の証明又は損害額の算定に必ず必要な際には、第1項の但し書による正当な理由と見做さない。この場合、法院は、提出命令の目的内で閲覧できる範囲又は閲覧できる者を指定しなければならない。

④当事者が正当な理由無しに資料提出の命令に従わない際には、法院は、資料の記載に対する相手方の主張を真実と認めることができる。

⑤法院は、第4項に該当する場合、資料の提出を申請した当事者が資料の記載に関して具体的に主張することに著しく困難な事情があり、資料により証明する事実を他の証拠により証明することを期待し難い際には、その当事者が資料の記載により証明しようとする事実に関する主張を真実なものとする認めることができる。

第217条第1項各号以外の部分における本文のうち、「営業秘密（「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第2号による営業秘密をいう。以下同じ。）に」を「営業秘密

に」とし、同項第1号のうち、準備書面又は既に調査し、若しくは調査しなければならない証拠」を「準備書面、既に調査し、若しくは調査しなければならない証拠又は第118条第3項により提出し、若しくは提出しなければならない資料」とする。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（デザイン権又は専用実施権の侵害訴訟に関する適用例）第115条の2、第118条及び第217条第1項の改正規定は、この法律の施行後に提起される訴訟から適用する。

1 - 7 商標法の一部改正法律案（議案番号：2110990）

議案情報システム（2021.6.23.）

商標法の一部改正法律案（議案番号：2110990）

議案番号：2110990

提案日：2021年6月23日

提案者：イ・ギョミン議員外10人

提案理由

現行法は、商標権又は専用実施権が侵害されると、商標権者又は専用実施権者（以下、「商標権者等」という。）は、商標権侵害に対する損害賠償を請求することができ、これに対して法院は、損害賠償額を算定するに当たり侵害者の利益額を商標権者等の損害と推定することができるように規定している。

しかし、損害額を算定するためには商標権者が侵害者の利益額を立証しなければならないが、侵害者が保有している営業秘密のような主要情報を商標権者等が確保して損害額を立証し、それを裁判過程で現出することは事実上不可能に近いと、それに対しては適正に立証責任が分配されるように制度を改善すべきであるという指摘がある。

一方、2016年の「特許法」の改正を通じて、特許権侵害による損害賠償額を算定するに当たり、法院の鑑定命令及び当事者の説明義務を付与し、侵害者に資料提出命令の対象・範囲を拡大する等における損害額算定制度の改善が行われた。しかし、現行法は、類似な領域を取り扱っているにも関わらず、制度変化の流れに追いつけず、そのため、訴訟時の被害当事者の実質的な救済は、特許権の侵害訴訟より難しい状況である。

そこで、侵害者の侵害行為で受けた損害額の算定のために鑑定人に対する当事者の説明義務を課し、迅速・正確な損害額の算定を図るようとする一方、侵害者が保有している証拠に対して提出命令の対象と範囲を拡大し、法院の証拠提出命令に対する不応時の制裁

効果の導入を通じて、提出命令の実効性を向上し、デザイン権者の効果的な権利救済を図ろうとするものである。

主要内容

- イ. 商標権等の侵害による損害額算定のために法院が鑑定を命じた際には、当事者は鑑定人に鑑定に必要な事項を説明するように義務化する（案第111条の2新設）。
 - ロ. 商標権又は専用実施権の侵害訴訟において、法院が提出を命ずることができる要件に侵害行為の立証を含めるようにし、多様な電子記録媒体等も証拠として活用できるように提出対象を書類から資料に拡大する（案第114条第1項）。
 - ハ. 証拠提出命令の拒否理由の妥当性を判断するために法官のみが予め確認する秘密審理手続制度を導入する（案第114条第2項新設）。
- 二. 侵害の証明又は損害額の算定に必ず必要な場合には、営業秘密であっても提出義務を課し、法院の提出命令に従わない場合、相手方の主張事実を真実なものに認めるようにすることで、商標権者等の立証負担を緩和する（案第114条第3項から第5項まで新設）。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第111条の2を次のように新設する。

第111条の2（鑑定事項の説明義務） 商標権又は専用実施権の侵害訴訟において、法院が侵害による損害額の算定のために鑑定を命じた際には、当事者は、鑑定人に鑑定に必要な事項を説明しなければならない。

第114条の題目のうち、「書類」を「資料」とし、同条題目以外の部分を第1項とし、同条第1項（従前の題目以外の部分）の本文のうち、「侵害行為による損害を計算するのに必要な書類」を「侵害の証明又は侵害による損害を計算するのに必要な資料」とし、同条但し書のうち、「書類」をそれぞれ「資料」とし、同条第2項から第5項までを、それぞれ次のように新設する。

②法院は、資料の所持者が第1項による提出を拒否する正当な理由があると主張する場合には、その主張の当否を判断するために資料の提示を命ずることができる。この場合、法院は、その資料を他の者に見られるようにしてはならない

③第1項により提出すべき資料が営業秘密（「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第2号による営業秘密をいう。以下同じ。）に該当するが、侵害の証明又は損害額の算定に必ず必要な際には、第1項の但し書による正当な理由と見做さない。この場合、法院は、提出命令の目的内で閲覧できる範囲又は閲覧できる者を指定しなけ

ればならない。

④当事者が正当な理由無しに資料提出の命令に従わない際には、法院は、資料の記載に対する相手方の主張を真実と認めることができる。

⑤法院は、第4項に該当する場合、資料の提出を申請した当事者が資料の記載に関して具体的に主張することに著しく困難な事情があり、資料により証明する事実を他の証拠により証明することを期待し難い際には、その当事者が資料の記載により証明しようとする事実に関する主張を真実なものと認めることができる。

第227条第1項各号以外の部分における本文のうち、「営業秘密（「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第2号による営業秘密をいう。以下同じ。）に」を「営業秘密に」とし、同項第1号のうち、準備書面又は既に調査し、若しくは調査しなければならない証拠」を「準備書面、既に調査し、若しくは調査しなければならない証拠又は第114条第3項により提出し、若しくは提出しなければならない資料」とする。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（商標権又は専用実施権の侵害訴訟に関する適用例） 第111条の2、第114条及び第227条第1項の改正規定は、この法律の施行後に提起される訴訟から適用する。

1－8 弁理士法の一部改正法律案（議案番号：211200）

議案情報システム（2021.6.29.）

弁理士法の一部改正法律案（議案番号：211200）

議案番号：211200

提案日：2021年6月29日

提案者：イ・ジュファン議員外9人

提案理由及び主要内容

現行法によると、弁理士資格を持つ者が弁理士の業務を開始しようとする際には、特許庁長に登録をし、弁理士業務を遂行するための事務所を弁理士1人当たり1ヵ所のみ設置して運営するようにしている。

ところが関税士、法務士、公認労務士、鑑定評価士、技術士等、他の分野の専門職種は、その職務を組織的で専門的に遂行できるように2名以上の該当資格を持つ専門家が合同事務所を設置できるように規定していることに反して、現行法には、それに対する規定がない。

そこで、弁理士の効率的な業務遂行のために2人以上の合同事務所を設置できるように規定し、弁理士でない者が弁理士事務所・弁理士合同事務所のような類似名称を使用できないように規定しようとするものである（案第6条の2及び第22条）。

法律第 号

弁理士法の一部改正法律案

弁理士法の一部を次のように改正する。

第6条の2に第3項から第5項までをそれぞれ次のように新設する。

③弁理士は、その業務を効率的に遂行して公信力を高めるために、弁理士2人以上で構成した合同事務所を設置することができる。

④第3項により合同事務所を設置するためには、特許庁長に登録しなければならない。

⑤第4項による合同事務所の登録に必要な事項は、大統領令で定める。

第22条第1項のうち、「弁理士又は」を「弁理士・弁理士事務所・弁理士合同事務所又は」とする。

附 則

この法律は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

1-9 新型コロナワクチンの特許出願、優先審査対象に指定

韓国特許庁（2021.6.22.）

韓国国内企業、新型コロナワクチンに特化した特許 16 件を出願
韓国のワクチン生産におけるグローバルハブ化を特許の迅速審査が支える

韓国特許庁は新型コロナワクチン分野の特許出願を 6 月 23 日（水曜）から 1 年間、優先審査の対象に指定したと公告した。

今回の優先審査対象の指定は、韓国内での新型コロナワクチン開発や生産を支援するためのものであり、5 月の米韓首脳会談で合意された「米韓グローバルワクチンパートナーシップ」に続く措置の一環である。韓国での開発や生産に関わるワクチン技術の特許審査を優先的に処理し、ワクチン企業の迅速な特許取得を支援するのが主な内容である。

今回指定された優先審査の対象は、(1)国家研究開発事業の支援を受けた新型コロナワクチンに関する特許出願、(2)韓国で新型コロナワクチンを生産するか、または臨床などの生産準備をしているワクチン企業の特許出願である。

最近特許庁は、新型コロナウイルスの拡散のような緊急事態に柔軟かつ迅速に備えることができるよう、特許法施行令（6月23日施行）を改正し、特許庁長が優先審査の対象を職権で指定・公告する制度を推進している。

今回新型コロナワクチンの開発と生産技術に対する優先審査対象の指定は、新たに導入した優先審査の職権指定制度を活用した初事例でもある。

※「改正特許法施行令第9条（優先審査の対象）第2項第2号」災難による緊急状況に備えるために特許庁長が優先審査の申請期間を定めて公告した対象に該当する特許出願

今回の措置により、これから政府の研究開発（R&D）予算支援により韓国産の新型コロナワクチンを開発する企業または韓国内でワクチンの生産や臨床を進めている企業（※）がより簡単に優先審査を受けることができるようになる。優先審査の対象になると約2ヵ月で特許審査を受けることができる。一般審査と比べると、特許審査にかかる期間を1年早めることができる。（※※）

※サムスンバイオロジックス、SK バイオサイエンス、セルリード、ジェネクシン、ジンウォン生命科学、ユバイオロジックスなど

※※（平均審査着手期間）優先審査：2.2ヵ月/一般審査：13.7ヵ月（2020年基準）

現在臨床を進めている韓国企業による、新型コロナワクチンに特化した特許出願は16件（2021年5月末基準）で確認されており、今後、政府支援などで韓国のワクチン開発が加速すれば、申請対象がより増えると期待している。

特許庁の特許審査企画局長は「韓国産新型コロナワクチンの開発と韓国国内生産の拡大を通じたグローバルワクチンハブ化を支援するために、ワクチン関連の特許出願を優先して処理する計画である」とし、「特許庁は新型コロナワクチンの韓国国内生産とともに、研究協力の拡大を通じた韓米グローバルワクチンパートナーシップの構築に支障が発生しないよう、新型コロナワクチンに関連する韓国企業を積極的に支援する」と述べた。

「添付」 災難時の出願における優先審査指定に関する公告文

特許庁広告第 2021-182 号

2021 年 6 月 23 日から施行される「特許法」第 61 条第 3 号・同法「施行令」第 9 条第 2 項第 2 号、「実用新案法」第 15 条・同法施行令第 9 条第 1 項および「特許・実用新案優先審査の申請に関する告示」第 4 条第 5 号ハ目により、新型コロナウイルスに関する特許出願および実用新案登録出願が優先審査申請の対象に指定されたことを次のように公告します。

2021 年 6 月 23 日
特許庁長

新型コロナウイルス関連出願に対する優先審査対象の指定

優先審査対象	特許出願および実用新案登録出願のうち、次のいずれかに該当する出願	
	(1) 新型コロナウイルスに関わる国家研究開発事業の結果物に関する出願	(2) 韓国で新型コロナウイルスを生産するか、または生産を準備している(※)企業の新型コロナウイルス生産技術に関わる出願 ※例) 臨床または許可に関する手続きを進行中
申し込み可能な期間	2021 年 6 月 23 日～2022 年 6 月 22 日に優先審査が申請された出願 ※1 年限定で施行した後、延長可否を再検討する予定	
優先審査申請料	特許出願 20 万ウォン/実用新案登録出願 10 万ウォン ※特許料等の徴収規則第 2 条第 8 号および第 3 条第 7 号	
提出書類(証明内容)	共通提出書類：優先審査申請書および優先審査申請説明書(※) ※優先審査告示第 4 条第 5 号ハ目により、優先審査を申請するという事実を記載した説明書	
	国家研究開発課題の遂行を証明する書類 例) 協約書、研究開発計画書などの研究開発を遂行した機関が出願発明に関する国家研究課題の主管研究開発機関や共同研究開発機関で明示された書類	国内生産(準備)を証明する書類 例) 工場登録証明書、臨床・許可手続きが進行中であることを確認できる書類(食品医薬品安全処のウェブサイトで確認できれば認定)、委託生産契約書の写しなど

1-10 損害賠償額の現実化に向けた商標法、デザイン保護法、不正競争防止法の改正法
施行（6月23日）

韓国特許庁（2021.6.23.）

-2020年12月10日に施行された特許法と同様に、商標・デザイン・不正競争行為・営業秘密など、すべての知的財産法制に改正した損害額の算定方式を適用

-従来導入されていた3倍賠償制度に加わり、強力な知的財産権の保護が可能

※商標・デザイン・不正競争行為・営業秘密の侵害に対する損害額の算定方式

（従来）権利者が生産できる限度内でのみ、損害賠償

（改正）権利者の生産可能限度+生産能力を超えた範囲の販売数量は、それに対する「合理的な実施料」を追加で賠償しなければならない

2021年6月23日から知的財産（商標、デザインなど）に対する正当な権利者の生産能力を超えた侵害行為に対してもロイヤリティを賠償しなければならないなど、現実に合わせて調整した損害賠償額の改正法が施行される。

韓国特許庁は、権利者の生産能力を超える侵害行為についても損害賠償を受けられる「商標法」、「デザイン保護法」、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」の一部改正法律を6月23日（水曜）から施行すると述べた。

これまで、先発企業が革新的なアイデアや技術を開発しても、後発企業が正常な使用契約を締結するより、それを無断で奪取・模倣する状況が多く発生していた。

これは、基本的に権利者の生産能力を超えた範囲については、損害賠償を受けることができなかつたためである。それにより、生産設備などが不足している零細企業は、他の企業が自社技術を奪取や模倣して莫大な収益を得られたとしても、どう対処すべきか分からなかつた。

今後、改正法が施行されることにより、これまで補償を受けられる範囲に加えて、権利者の生産能力を超える侵害・奪取行為に対しても使用許諾契約を結ぶことで、もらえるべきである利益分（合理的実施料）まで賠償するようになる。

「改善された損害賠償額の算定方式」は、2020年12月に特許法に最初に導入され、今回の改正法施行により著作権を除いた大部分の知的財産において同様の損害賠償額の算定基準を適用できるようになる。

今回施行される損害賠償の算定制度に「3倍賠償制度」が組み合わさり、故意的な知的財産権の侵害行為から権利者をより強力に保護することができるようになる。そうになると、模倣するより正当な価格を払って使用する文化が定着され、中小・ベンチャー企業の技術革新を通じた成長がさらに加速すると期待できる。

このような知的財産保護の強化に向けた損害賠償制度の改善は、国際的な流れにも合致する。米国は故意的な侵害に対する3倍賠償制度が特許法などに定められており、今回改正された損害賠償額の算定方式（生産能力を超える範囲に対する合理的実施料の賦課）も判例として残っている。日本も、それと類似な損害賠償額の算定方式を2020年10月に特許法などに導入した。

特に、中国は2021年6月から故意的な侵害に対する5倍賠償制度を施行する一方、公務員が侵害者の工場などの侵害現場に直接行って侵害の証拠を調査・入手し、事件関係者を直接尋問することができるよう関連規定を整備した。

特許庁の産業財産保護協力局長は「改正法の施行により、知的財産を正当な価格で取引できる制度的な基盤は設けられた。ただし、損害賠償制度を改善しても、侵害を証明することができなければ制度導入の趣旨が薄まってしまう」とし、「グローバルスタンダードに準拠する証拠収集制度を一日も早く導入して技術奪取・模倣が蔓延していた業界の慣行を改善し、革新の成果がまともに保護できるように力を入れていきたい」と述べた。

関係機関の動き

2-1 青年スタートアップの活性化に向けた「IP(知的財産)創業カンファレンス」を開催

韓国特許庁（2021.6.17.）

法務部・特許庁・大学、青年スタートアップを活性化するために提携

韓国の法務部と特許庁は、6月17日（木曜）15時30分に政府大田庁舎の大会議室で「IP(知的財産)創業カンファレンス」を開催し、青年スタートアップの活性化に向けた業務協約を締結する。

当日の行事には、法務部長官、特許庁長をはじめ、KAIST 総長、忠南大学総長、韓南大学総長などが参加し、青年スタートアップに関わる専門家も参加（※）する。

※2021年のIP創業カンファレンスは、新型コロナウイルスの状況を鑑みて、現場への参加者数を最小限に抑え、防疫対策に万全を期して開催。

青年スタートアップは、多くの若者たちに未来への希望を持たせると同時に、韓国経済の持続的な成長と雇用創出（※）にも大きく貢献できる、「破壊的イノベーション」の主体（※※）である。

※2012～2014年間、増加した平均就業者数（26万8,000人）のうち、89.6%は創業後1年以内の企業、17.9%は創業後1～5年の企業に就職（2017年、韓国開発研究院）

※※スタートアップの売上高に対するR&D費用は12.8%で、全体の企業平均である1.7%よりはるかに高い水準（2019年、韓国知識財産研究院）

しかし、韓国の創業企業において5年目になる企業の生存率は29.2%で、OECD平均の41.7%に比べると、まだ低い水準（2018年時点、中小ベンチャー企業部）であり、青年スタートアップのイノベーションに向けた活発な取り組みが成果を上げるためには、知的財産に基づいた青年スタートアップ支援政策について、議論を深める必要がある。

「スタートアップに対する知的財産確保の重要性」

*スタートアップは最初に特許を登録してから5年間、平均雇用率54.5%・売上高79.5%増（2017、全米経済研究所）

*スタートアップの成長可能性は、特許保有が特許未保有より35倍増、商標権を創業後1年以内に登録すると、未登録に比べて5倍増（2016年、MIT Innovation Initiative）

*特許を保有している創業の成功率は2倍以上高く、ベンチャーキャピタルの投資後10年以内に成功する確率も20%以上高い（2014年、ParisTech）

そこで、法務部・特許庁・大学が提携して、青年スタートアップの活性化に向けた制度的支援策を模索するために、今回のカンファレンスを開催することになった。

今回のカンファレンスでは、「知的財産と青年起業」をテーマにした発表と参加者の特別対談が行われる。

最初に、KAIST・忠南大学・韓南大学の知的財産・青年起業の専門家（※）が現場で感じたことを中心に、「1. 知的財産権を活用した青年スタートアップ育成の必要性」というテーマで発表する。

※忠南大学研究処長・産学協力団長、KAIST 技術価値創出院長、韓南大学化学科教授

その次に、政府側からは法務部法律支援団所属の弁護士と韓国発明振興会の地域知的財産室長が、「2. 知的財産基盤の青年スタートアップ育成に向けた政府支援の現状と事例」を発表する。

最後に「青年スタートアップ IP 創業活性化」における、法務部長官、特許庁長、KAIST 総長、忠南大学総長、韓南大学総長の特別対談が行われる。

カンファレンスとともに、参加機関との業務協約が締結される。

まず、法務部と特許庁間の業務協約には、青年スタートアップが IP を事業化する際に発生し得る、法律・特許紛争を効率的に予防・解決するための両機関の協力体系の構築案が盛り込まれる。

「スタートアップの法律・特許紛争支援のための協力分野」

*法務部法律支援団の弁護士と特許庁公益弁理士の特許相談センター弁理士が相互人材交流

*韓国国内において技術事業化に必要な法律顧問（法務部）と特許出願支援事業（特許庁）の相互連携および海外に進出する中小企業を支援するための法務部法律支援団と特許庁 IP-DESK（海外特許紛争支援機関）の相互連携

*知的財産関連の専門知識涵養、スタートアップ支援、知的財産保護および執行制度改善などの協力業務を実施するために実務協議体を運営

その次に、政府（法務部・特許庁）と大学（KAIST・忠南大学・韓南大学）間の業務協約には、技術に基づいた創業者向けの専門家支援などについて、相互合意した内容（※）が含まれる。

※主な協力内容：青年起業家向けの法律支援、技術創業に向けた未活用特許の事業化支援、スタートアップの海外進出に向けた専門家支援など

法務部長官は、「第四次産業革命と新型コロナウイルスの拡散による社会構造の変化に効果的に備えるため、政府と大学が協力して、青年の創業意志と知的財産の産業化をつなげられる制度改善が必要」と強調し、「法務部は、青年の技術創業を支援することができる法制度改善と法務行政に力を注ぐ」と述べた。

特許庁長は、「現在の青年スタートアップが技術事業化をする際において、最大の苦勞である事業化資金と販路不足、アイデア奪取などを克服するための効率的な手段が知的財産である」と強調し、「今回のカンファレンスをきっかけに、法務部、KAIST、忠南大学、韓南大学などとともに青年起業家の創造的能力と挑戦意欲が十分発揮できる環境づくりに最善を尽くす予定」と明らかにした。

2-2 2021年上半期積極行政の優秀事例コンテストで、人事革新処長賞受賞

韓国特許庁 (2021.6.22.)

特許庁の積極行政、多くの方々に認められました！

*優秀事例：PCだけでなく、モバイルでも簡単に特許、商標などを出願できるように、電子出願サービスを改善

(発明者 A)「以前は、出願書を提出してから、手数料は別途の決済サイトにログインして支払わなければならなかったが、これからは、モバイルで出願し一括で手数料まで納付できるから、便利！」

(スタートアップ B 社)「プログラムをインストールすることなく、特許庁の電子出願ウェブサイトですぐ書類を作成することができて、記載項目も分かりやすく構成されているので、一人でも困ることなく特許を出願することができる。」

韓国特許庁は、「ユーザーに優しい電子出願サービスの提供」における事例が「2021年積極行政の優秀事例コンテスト」で人事革新処長賞（優秀賞）を受賞したと発表した。

人事革新処・行政安全部・国務調整室が主管する「積極行政の優秀事例コンテスト」は、国民が体感できる積極行政の優秀事例を発掘・拡散し、成果を共有するために設けられた行事である。

中央行政機関が提出した 137 件の事例を対象に、国民、専門家の審査および発表審査が行われ、最後の順位が決まった。

今回特許庁が受賞した積極行政の事例は、出願書などの書類を簡単に提出できるインターネット電子出願サービスの改善、モバイルサービスの拡大と手数料納付機能の改善、非対面の電子出願教育などである。

※（既存）

- ・専用プログラムをインストール→特許書類作成→電子出願ページ（特許路）に再びアクセスして申請・提出
- ・特許路で手数料の金額を確認し、別途の決済サイトで手数料を納付（モバイルでの手数料確認は不可）

※（改善）

- ・プログラムを設置することなく、特許庁の法定書式（865種）のインターネット提出を支援：書式ごとに必須項目を表記、作成事例およびヘルプなどで詳細な説明をプロセス別に提供
- ・いつでもどこでもモバイル特許路にアクセスして出願書を作成することができ、明細書・図面などは写真を撮って提出することも可能
- ・モバイル特許路のウェブページで手数料の金額を確認し、すぐ支払うことができるように機能改善
- ・新型コロナ時代に備えた非対面の電子出願教育を行い、誰でもアイデアを簡単に権利化できる環境を造成

このように PC、モバイルを問わず簡単に特許・商標の出願ができるようにシステムを改善し、非対面のカスタマイズ型電子出願教育を行うなど、ユーザビリティを工夫した積極的行政に対する取り組みが国民から高い評価を受けた。

特許庁の規制改革法務担当官は、「非対面・デジタルトランスフォーメーションなど、急激な社会・経済の変化に備えるために、国民の苦情を解決する積極行政が定着されるように最善を尽くしたい」と述べた。

2-3 五庁長官会合を開催

韓国特許庁（2021.6.24.）

人工知能など先端技術分野における特許審査の統一化を推進、
出願人の利便性向上を期待

6月23日（水曜）20時に政府大田庁舎で、テレビ会議形式のIP5庁長会議が開催された。五庁（IP5（※））は、人工知能（AI）などデジタル技術の急速な発展に先行対応し、効率的な特許審査サービスの提供に向けた先端技術（NET（※※）/AI）の協力ロードマップを承認する内容を骨子とする共同声明を採択した。

※IP5 (Intellectual Property 5) : 世界の特許出願の約 85% を占める米国・中国・欧州・韓国・日本で構成された 5 カ国特許庁の枠組みであり、2007 年発足

※※New Emerging Technologies : AI、ビッグデータ、ブロックチェーンなど、第四次産業革命に関わる先端技術

2021 年で 14 回目を迎える今回の長官会合には、韓国をはじめとする米国（長官代行）、中国、日本、欧州の特許庁長官が参加し、WIPO の事務局次長も参観した。

先端技術 (NET/AI) の協力ロードマップは、2019 年に韓国とヨーロッパが共同で主導し、先端技術のタスクフォースを立ち上げてから 2 年後に五庁の合意によって生み出された成果という点で意味深い。

今回合意したロードマップには、AI など先端技術分野の発明に対する特許審査制度の統一性向上、先端技術を活用した審査サービスの改善、先端技術分野における先行技術検索の効率性向上、先端技術に関連する動向の共有という 4 分野の協力計画が含まれている。

「IP5 先端技術協力ロードマップの概要」

(1) 法的側面：特許審査制度の統一性向上 •先端技術に関連する発明事例を共有 •AI 関連発明の審査慣行を共有 •AI 発明特許審査基準の比較研究	(2) 情報化側面：審査サービスの改善 •AI 基盤の機械翻訳サービスを改善 •ブロックチェーン技術の活用現況を共有 •先端技術の活用力を強化
(3) 分類：先行技術検索効率の向上 •先端技術分野分類表の改正 •AI 活用分類事例とデータを共有 •AI 分類システムの評価基準を確立	(4) 統計：先端技術動向の共有 •先端技術出願の統計資料の共有 •IP5 間の統計分析方法共有 •AI 活用統計分析、最新のシステム構築

また IP5 の長官らは、特許譲渡制度の統一化、特許明細書と一緒に提出する図面様式の統一化など、出願人の利便性向上に向けた新規課題の実施にも合意した。

特に「特許譲渡制度の統一化」の課題は、韓国企業（出願人）による海外企業の買収・合併において、特許に関わる権利が同時に移転される場合、五庁に同様の書類を提出できるようにすることであり、課題を完遂すれば、企業の買収・合併手続きの簡素化に大きく貢献できると期待される。

五庁長官会合の前日である6月22日に開催された、「IP5 長官および産業界代表の連席会議」では、先端技術のタスクフォースおよび特許制度の調和における議論の成果を共有され、「パンデミック以降における IP5 の協力」をテーマにした自由討議が行われた。

会議に参加した産業界の代表らは、パンデミックで苦勞している企業と出願人のために手数料減免などの救済措置を設けた IP5 に感謝を表するとともに、出願人と審査官との非対面コミュニケーション強化を要請し、韓国特許庁は、パンデミックが始まった後に導入した在外者向けの電子署名制度（※）、改善された映像口頭審理・面談制度（※※）などを紹介した。

※国内に住所を置いていない在外者は、代理人委任状、公正証書など、提出者の署名が必要な書類を提出する際に電子署名に代わることができる制度

※※出願人が口頭審理や面談をするために、特許庁ソウル事務所など指定された場所に行かなければならなかった既存の制度を代理人のオフィスや自宅でも利用できるように改善

今回の会議に参加した韓国特許庁は、「新型コロナウイルスのパンデミックにより、人工知能・ビッグデータなど先端技術分野における五庁間協力の必要性がさらに重要になった」とし、「パンデミック以降の経済が早く回復できるよう、イノベーション技術に対する高品質の審査サービスを提供し、先端技術を活用した非対面サービスを活性化するために、五庁間協力を強化していくつもりである」と強調した。

2-4 特許庁、信用保証基金とともに優秀特許を基盤にする創業企業の投資誘致を支援

韓国特許庁（2021.6.29.）

韓国特許庁は6月29日（火曜）に信用保証基金と連携して共同投資誘致説明会（U-Connect Partner 特許庁）を開催すると発表した。

信用保証基金のU-Connectは、2019年7月に発足した投資誘致プラットフォームであり、約100社以上の投資パートナーと一緒にさまざまなOn/Off-lineの行事を開催しており、マッチング保証システムを導入して参加企業に投資誘致額の最大3倍（3億限度）まで保証支援を行っている。

「U-Connect Partner 特許庁」は優秀特許を基盤にする創業企業に投資誘致の機会を提供するために、2020年から特許庁と信用保証基金が共催してきた投資誘致説明会であり、

これまで本行事を通じて6社が約36億規模の保証支援を受けており、2021年は上・下半期にかけて2回開催する予定である。

2021年で4回目を迎える今回の行事は、慢性閉塞性肺疾患（COPD）を簡単に検査できる普及型のIoT基盤検査器を製造する「TR」、育児用品から測定されるPHR（Personal Health Records）データに基づいてカスタマイズ型子育て支援プラットフォームを提供する「LITTLEONE」、IoT技術を適用した植物生育システム（スマートバイオ・エアケア）を製造する「tng lab」、アナログとデジタルを融合したスマート学習システムを製造する「Wikids」など、韓国型ニューディール分野に関わる企業のうち、特許庁が発掘した4つの創業企業が参加し、投資家を対象に発表を行う予定である。

今回の行事は、6月29日午後2時から約2時間半にかけて信用保証基金のYouTubeチャンネルとオンラインデモデイ中継サービス（ユニコーン LIVE）を介して事前録画した参加企業のIRを配信し、リアルタイムで投資家と企業間の質疑応答を行う予定である。

特許庁の特許事業化担当官は、「優秀特許を保有している創業企業がさまざまな投資誘致の機会を活用して、適時に資金難を克服することができるように民間協業を拡大していく計画である」と述べた。

2-5 韓国金融委員会・韓国特許庁、第3回知的財産金融フォーラムを共同開催

韓国特許庁（2021.6.29.）

知的財産金融、2030の青年創業を支援します！

韓国金融委員会と韓国特許庁は、2030青年企業に対する知的財産の金融支援活性化に向けた方策を模索するために、「第3回知的財産金融フォーラム」を6月29日（火曜）午後2時にソウル市麻浦区のFRONT1で開催した。

フォーラムは特許庁長、金融委員会事務次長をはじめ、D.CAMP（銀行圏青年創業財団）に入居している青年企業、特許庁が選定したIP基盤の次世代英才起業家、都市銀行7カ所と地方銀行3カ所、保証機関、投資機関の関係者など、約50人が参加。フォーラムは、特許庁のYouTubeで生中継された。

知的財産金融は、知的財産を担保にして事業資金の融資や投資を行う資金調達の手段として、優秀な特許技術を保有しているが、物的担保や信用が足りない中小・ベンチャー企

業が知的財産を用いて事業資金を確保し、イノベーション企業として成長できるように支援するためのものである。

特許庁は、金融委員会および銀行、保証機関、投資機関との協力を通じて知的財産金融を支援してきた結果、2020年における韓国の知的財産金融の規模は、初めて2兆ウォン台を突破し、計5,461の中小・ベンチャー企業の事業資金が新たに供給された。しかし、2020年にIP担保融資の支援を受けた企業のうち、個人事業者および創業後7年以内の企業に対する融資は25%程度であり、成長期に入った中小企業への支援に比べてスタートアップ段階の企業に対する支援は不足していることが分かった。

そのため特許庁と金融委員会は今回のフォーラムを通じて、青年企業の資金調達に対する支援策を議論するために、知的財産金融支援政策の現状と事例を共有し、青年起業家、金融機関、専門家などを対象に、さまざまな現場の声を聴取した。

特許庁は政府の知的財産金融支援政策、D.CAMP（銀行圏青年創業財団）はスタートアップ対象のD.CAMP支援事業を発表し、ベンチャーキャピタル会社であるSpark Labs社は創業段階における投資機関の役割、韓国成長金融は企業成長のための冒険資本の役割を発表した。最後に、青年企業のWELT社は特許技術に基づいた創業事例を紹介し、発表者と参加者の熱い議論が交わされた。

特許庁は、ファンド・オブ・ファンズの特許アカウントによる青年企業への投資割合を現在18%の390億ウォンから今後30%まで拡大し、2025年まで（2021～2025年累計）3,000億ウォン規模の投資が行われるようにするなど、青年企業への投資規模を拡大していくと発表した。

また、青年企業がIP担保融資を受けるために必要なIP価値評価費用の政府支援率を優遇し、債務不履行が発生した場合、担保IPに対する損失補填率も引き上げることで、2020年157億ウォン程度だった青年企業のIP担保融資を2025年まで（2021～2025年累計）1,000億ウォン規模に拡大する計画であり、2021年は「知的財産金融・取引プラットフォーム」を構築し、知的財産金融・評価・取引に関する情報を総合的に提供する。一方、SMART3（特許分析評価システム）を初めて利用する青年企業には、10件の無料サービスを提供する計画であると説明した。

金融委員会は、知的財産金融のように企業の技術力と未来成長性を中心に資金を供給する革新的な金融政策を一貫して推進している。その例として、金融委員会・特許庁共同で5,000億ウォン規模の技術金融投資ファンド（2019～2022年）の組成、イノベーション企

業に年間 3,000 億ウォン規模の IP 保証の提供、4 年間 3 億ウォン規模のピンテックイノベーションファンド（2020～2023 年）の供給を行っており、優秀な IP を保有している企業に資金を調達している。また、2021 年下半期には、TECH 評価体系の改編を通じて銀行の IP 金融拡大を促すことができる方策を講じていると明らかにした。

金融委員会の事務局長は、「今日のフォーラムは、『動産金融』と『青年創業』が金融生態系にしっかりと根を下すことができるように知恵を集める場である」とし、「知的財産金融が青年創業を支援する手段として再認識できるよう、金融委員会も特許庁などの関係機関と連携して積極的に支援していく」と述べた。

特許庁長は、「企業が知的財産権を保有していれば、市場の信頼度が上がり、イノベーション企業であると認められるため、金融機関から資金調達を受けやすくなることや、市場販路を開拓することも容易になるというメリットがある。」とし、「2030 青年企業が知的財産を活用して創業の夢と情熱を市場で繰り広げることができ、成果にもつながるよう、金融委員会・金融圏などと協力して、最大限支援していきたい」と述べた。

詳細については、特許庁産業財産活用課（+82-42-481-5807）、韓国発明振興会の知的財産金融フォーラム事務局（+82-2-3459-2922）にお問い合わせすることができる。

2-6 韓国・サウジアラビア、共同特許審査を開始

韓国特許庁（2021. 6. 30.）

サウジアラビア、7 月から中東の国では初めて韓国と特許共同審査を実施

韓国特許庁は、2021 年 7 月 1 日（木曜）から韓国とサウジアラビア間における特許審査を共同で行う試行事業（CSP: Collaborative Search Program）を施行すると発表した。

「特許共同審査」とは、両国に同じ発明が特許申請された場合、両国の審査官がその発明と類似な先行技術があるかどうかについてお互いに検索し、結果を共有することで、通常の申請より迅速かつ正確に特許審査サービスを提供するものである。

これを活用すれば、韓国とサウジアラビアに共通で審査請求された特許発明は、両国の審査官の協力により、長くても審査請求日から 6 ヶ月以内に正確な審査サービスを受けることができるようになる。サウジアラビアの一般審査は約 21 ヶ月（2018 年基準）がかかるため、特許審査期間が現在よりも約 15 ヶ月減少するという効果がある。

特許共同審査は、韓国企業が迅速かつ正確に海外の特許を確保できるよう、2014年10月に韓国が先に提案した制度であり、現在、米国と中国とも試行事業を実施している。

米国-韓国の試行事業の結果（2015年9月～）、特許審査の処理期間短縮に加えて、両国間における特許審査結果の一致率も90.2%になり、一般審査（68.6%）よりもはるかに高い一致率であることを考えると、同事業が施行されれば、サウジアラビアにおいても大体の韓国の特許が変更無しで特許を受けることができると期待している。

サウジアラビアの人口は約3,400万人で、中東諸国の中で最大規模の内需市場を保有しており、最近ではK-食品、K-診断・防疫、K-ビューティーの人気に応じて韓国企業の進出が持続的に増加している。

※サウジアラビアにおける韓国企業の累積特許申請（出願）件数：301件（2015～2019年）

※※サウジアラビアに進出した韓国企業数：29社（2021年6月基準）

今回の試行事業を実施することで、サウジアラビアへの進出を皮切りに中東諸国における事業拡大を進めている韓国企業に特許権の確保と市場の先取りを大きく支援できると予想している。

特許庁の特許審査企画局長は、「韓国がサウジアラビアと施行する特許共同審査は、サウジアラビアに進出した韓国企業が、中東地域で特許権を確保することを実質的に支援するための審査協力事業である」とし、「海外市場への進出に対するニーズと国際審査協力の必要性が高い国を中心に特許共同審査を拡大して、韓国企業が海外で容易に特許権を取得できるよう、積極的に支援する計画である」と述べた。

特許共同審査の試行事業に関する内容は、特許庁のウェブサイト（www.kipo.go.kr）で確認することができ、特許庁の特許審査制度課（+82-42-481-5400）にお問い合わせすることもできる。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 生活防疫用品のデザイン、「著しく増加しており、非対面が主流」

韓国特許庁（2021.6.21.）

非対面・非接触機能の強化および透明素材を活用したデザインがトレンド

韓国特許庁によると、2020年新型コロナウイルスの長期化と生活の中の距離確保（社会的距離の確保の1段階）により、生活防疫の重要性が強調され、生活防疫用品（※）のデザイン出願が大幅に増加したと発表した。

※生活防疫用品は、「生活の中の距離確保の細部指針（2020年11月、中央災難安全対策本部）」に基づいて、個人生活の防疫用品と（マスク、体温計、手指消毒器）、集団生活の防疫用品（パネル、消毒用噴霧器、防疫ゲート）に区分

2019年に比べて、2020年の生活防疫用品別のデザイン出願動向を見ると、個人生活の防疫用品であるマスクは216%（2019年786件→2020年2,490件）、体温計は583%（2019年6件→2020年41件）、手指消毒器890%（2019年11件→2020年109件）で3桁以上の出願増加率を見せており、集団生活の防疫用品であるパネルは1,090%（2019年11件→2020年131件）、消毒用噴霧器44%（2019年29件→2020年42件）、防疫ゲート11,100%（2019年1件→2020年112件）の出願増加率を示した。

前例のない新型コロナウイルスの影響で、感染予防が日常の中心になり、非対面・非接触機能の強化と透明素材などの活用は、デザイントレンドにも多くの影響を与えたと分析される。

防疫用品別にみると、マスクは鼻と口を覆う一般的なデザインの出願割合が2019年80.2%（630件）から2020年63.4%（1,584件）に減少した一方、非対面の機能が強化された顔面保護マスクのデザイン出願割合は、2019年0.4%（3件）から2020年4.9%（121件）に増加した。

また、口の部分を透明にしたマスクデザインの出願割合も2019年0.1%（1件）から2020年7.0%（175件）に増加したが、これは「マスク着用により発生する乳幼児の言語発達遅延と聴覚障害者の学習権保障」のような必要性がデザインに反映されたと解釈される。

体温計は、2019 年に出願された 6 件が全部接触型デザインだったが、2020 年には接触による感染を予防するために接触型デザインの出願割合が 9.8%（4 件）に減少した一方、非接触型デザインの出願割合は 87.8%（36 件）に急増した。

手指消毒器は、小型デザインの出願割合が 2019 年 90.9%（10 件）から 2020 年 33.9%（37 件）に減少した一方、非対面・非接触のための体温検知センサー、消毒液自動噴射機能付きの大型スタンド式デザインの出願割合は 2019 年 9.1%（1 件）から 2020 年 47.7%（52 件）に明らかな増加傾向を見せている。

パネルは、以前はスペースを分離するのが目的で不透明な素材が主に使われたが、2020 年には飛沫防止とともに顔を見ながらコミュニケーションできるように透明素材が使用されたデザインが 85 件（64.9%）出願された。

防疫ゲートは 2019 年に 1 件（100%）で固定設置型デザインの出願のみだったが、2020 年に 71 件（63.4%）の固定設置型デザインの出願に加えて、防疫に柔軟に対応できるようにユーザビリティを高めたキャスター付きの移動式デザインも 41 件（36.6%）出願された。

特許庁産業デザイン審査チームの審査官は、「生活防疫用品デザインの出願増加およびデザイントレンドの変化はコロナ禍が日常になった今、業界が積極的に対応してきた結果であると思っており、しばらくは非対面・非接触機能の強化と透明素材を活用したデザイントレンド傾向が続く」と予想した。

4-2 特許庁、デザイン「新韓国分類体系」を 7 月 1 日から施行

韓国特許庁（2021. 6. 30.）

一つの分類で出願から審査まで、出願人の権利確保に対する予測可能性が高まる

韓国特許庁は、デザインの物品分類体系を 7 月 1 日から意匠国際分類ロカルノ協定に基づいた「新韓国分類体系（LUC、Locarno-based Unified Classification（※）」に全面転換される。

※LUC：ロカルノ分類に基づいた統合型の新韓国分類体系

物品分類は、デザイン出願の対象となる物品を用途および機能、形態別で一定の体系に従って分類し、すでに出願されているデザインと同一・類似な先行デザインを探すための制度であり、出願および審査の基礎になる。

韓国は「意匠の国際登録に関するハーグ協定」に加盟して国際デザイン出願制度を施行しており、2014年7月1日からロカルノ分類を公式的な分類体系に採択して出願段階で活用している。

しかし、出願されたデザインへの権利付与を決定する審査段階では、検索効率性が高い韓国国内の分類体系をそのまま使っていたため、それを国際基準に合わせて統合したものである。

これまで分類体系を二分化して運営してきており、出願段階における国際分類の物品範囲と審査段階における国内分類の物品範囲が異なることもあり、出願人が物品の類似性を判断する際に混乱を起こす場合もあった。

「物品の類似性判断に混同した事例」

「デザイン登録出願をする前に KIPRIS で先行デザインの調査をしていたが、ロカルノ分類では 06 類-11 群で同じだった『遊び用マット』と『幼児用マット』が、韓国国内の分類では、それぞれ『E2-50』、『C1-13』で異なるため、どの分類を基準にし、どこまで類似な物品なのかを判断するのが難しかった」（出願人 A 氏）

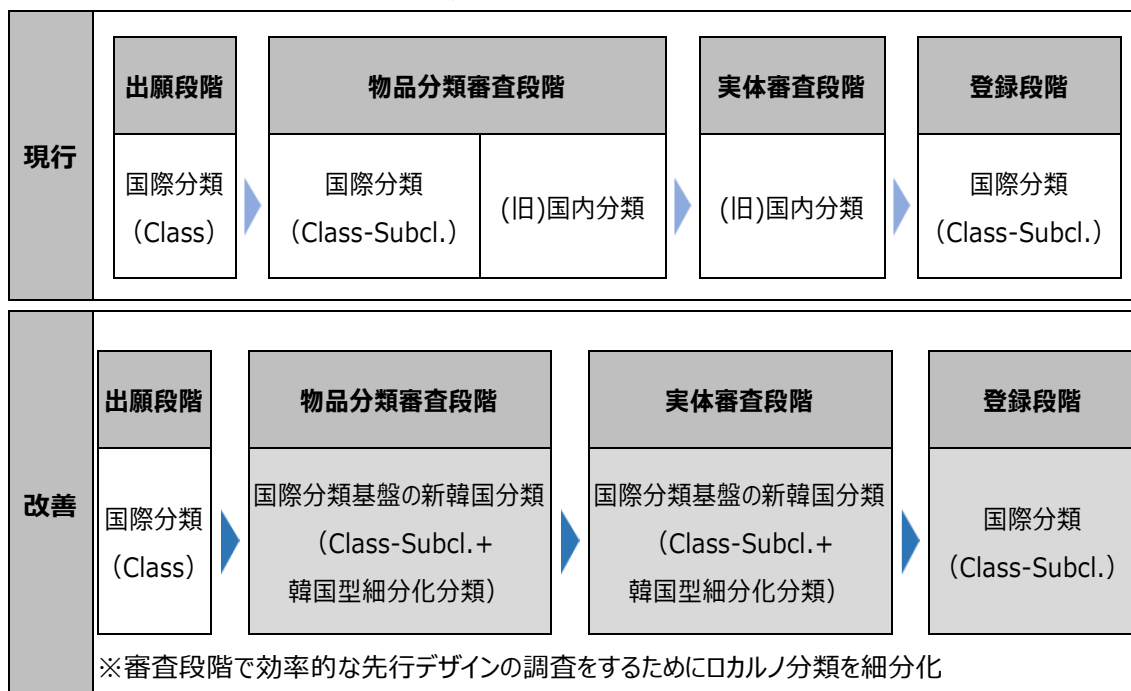
これから特許庁は、「類 (Class)」と「群 (Sub-class)」で構成された国際分類体系に検索効率性が高い韓国の国内分類体系を統合した先進型の新韓国分類体系を開発して施行することになる。

それにより、個人デザイナーおよび企業がデザイン出願を準備する過程において、特許庁の審査官と同じ基準で物品の類似性を判断することができるようになり、権利確保の予測可能性が高くなる。

さらに、国際基準に沿った物品の分類体系を運営することで、ハーグ協定に加盟している主要国との 2 年周期で施行するロカルノ物品分類体系の改正作業に積極的に参加できる契機になると期待できる。

新たに施行される新韓国分類体系は、7 月 1 日以降の出願から審査段階にのみ適用され、出願段階では現在と同様に国際分類を活用すればよい。

「デザイン出願および審査段階別に活用される物品分類の比較」



特許庁の商標デザイン審査局長は、「新韓国分類体系の導入により、先行デザイン調査の効率が高まり、審査品質が向上されると期待している」とし、「特許庁はデザイントレンド変化の加速化に備えて強力なデザイン権を創出することができる基盤づくりに最善を尽くしたい」と述べた。

その他一般

5-1 電気自動車充電設備で浮上する「ワイヤレス充電道路」

韓国特許庁 (2021. 6. 21.)

走行中のワイヤレス充電技術における特許出願が活発

*ワイヤレス充電技術を取り入れた、OLEV (On-Line Electric Vehicle、オンライン電気自動車) バスが7月から大田市儒城区の大徳特区一帯を走行する予定である。OLEV バスは2009年にKAISTが開発した、ワイヤレスで充電する電気自動車であり、道路の下に電気線を埋設することで、ワイヤレスでの自動充電ができる電気自動車である。(2021年3月25日、大田市議会のプレスリリース)

*ノルウェーの首都オスロは、2024年第1四半期まで、全てのタクシーを電気自動車に変え、ワイヤレス充電道路を設置する予定である。Momentum Dynamics 社と Fortnum ReCharge 社は、ワイヤレス充電道路を設置し、ジャガーランドローバー社は、電気自動車 25 台をオスロのタクシー会社 Cabonline に提供する予定である。(2020年6月25日、ジャガーランドローバー社のプレスリリース)

電気自動車を充電するために止まることなく、道路を走りながら充電するワイヤレス充電道路の特許が着実に出願されている。

ワイヤレス充電道路は、充電スタンドに行く不便を解消し、電気自動車バッテリーの容量を減らして電気自動車の普及を促進する技術である。

韓国特許庁によると、2010年からここ10年間電気自動車における走行中ワイヤレス充電の特許出願は、計299件であり、2010年10件から2018年42件に4倍以上増加したことが分かった。

ワイヤレス特許出願(計299件)を技術別に見ると、道路と電気自動車コイルの位置を一致させる送受電パッド技術が169件(56.6%)、課金システム(※)60件(20%)、磁場の放出ガイド(電磁シールド)技術が36件(12%)、コイルの間で金属などの異物を検出する技術が34件(11.4%)であった。

※走っている車の充電をモニタリングし、課金するための技術

出願の大部分は、ワイヤレス充電の性能を向上させる技術で、高くなった充電性能は施設設置費用を削減できるとともに商業化を促進することができるためであると見て取れる。

ワイヤレス充電の特許出願(計299件)を詳細出願人別に見ると、韓国人は全体件数の89.2%(267件)を占めており、外国人の出願は10.8%(32件)、現代自動車(46件)、LG電子(7件)、韓国科学技術院(12件)などの大企業や研究所が58%(178件)で出願をけん引しており、Adone(8件)、Green Power(6件)などの中小企業の割合は25%(77件)である。

外国人は、クアルコム(11件)、オークランドユニサービシズリミテッド(5件)、トヨタ(2件)などで、米国の出願人が大きい割合を占めている。

特許庁電気審査課の審査官は、「ワイヤレス充電道路は、電気自動車だけではなく、ドローン宅配便など、さまざまなモビリティの充電手段として拡大すると見込まれる」とし、「ワイヤレス充電道路は電気自動車市場のゲーム・チェンジャーであり、今後、特許の確保競争がさらに激しくなると予想している」と述べた。

5-2 半導体精度を決める重要素材「研磨剤」、韓国企業の勢いが強い

韓国特許庁 (2021. 6. 28.)

半導体の研磨剤分野における韓国企業の特許出願が活発

*人工知能、自律走行自動車など、システム半導体を必要とする第四次産業技術の著しい成長に伴い、NAND 型フラッシュメモリが本格的に生産されて半導体への需要が急増したため、半導体の素材技術も注目されている。

*半導体研磨剤の CMP スラリー (※) は、代表的な半導体の素材技術である。米国と日本のグローバル企業が氣勢を上げているが、韓国企業の特許出願も着実に増加している。

→半導体素子は多数の薄い膜が積層されており、精度を高めるためには、膜が形成されるたびに研磨剤とパッドを利用して、粗い面を平坦化する工程を行う必要がある。それを CMP 工程 (※) といい、その際に使用される研磨剤が CMP スラリーである。

※CMP (Chemical Mechanical Polishing) : 化学機械研磨

韓国特許庁によると、CMP スラリーに関する特許出願は、2009 年 87 件から 2018 年 131 件に年平均 4.7%増加した。

このうち、韓国人の出願増加率は 6.1%で、外国人の出願増加率 (3.6%) を上回り、韓国人の出願シェアは、2009 年 39.1%から 2018 年 44.3%に 5.2%増加した。

これは、韓国でシェアの高いグローバル企業が特許紛争などの理由で特許出願件数が停滞しているうちに、韓国企業が CMP スラリーの国産化の割合を拡大するために地道に取り組んできた結果であると思われる。

ここ 10 年間 (2009~2018 年) CMP スラリー分野における出願人のうち 1 位は、KCTech が占めており (件数、シェア : 164 件、16.3%)、グローバル企業のフジミ (124 件、12.4%)、日立 (85 件、8.5%)、キャボット (83 件、8.3%) の順で並んでいる。その他、サムスン

(※) (70 件、7.0%)、ソウルブレイン (53 件、5.3%)、LG (25 件、2.5%) が 10 位以内に含まれている。

※サムスはサムスン電子、サムスン SDI、サムスンディスプレイの出願件数を合算

特に韓国の中堅企業である KCTech とソウルブレインが活発に特許出願を行っており、CMP スラリー分野において、韓国人の特許出願件数の増加をけん引していることは注目すべきである。

細部技術別に見ると、シリコン絶縁膜のスラリーに関する出願 (36.4%、365 件) が最も多く、銅、タングステンなどの金属膜のスラリーに関する出願 (28.9%、290 件)、研磨粒子に関連する出願 (20.1%、202 件)、有機膜、相変化膜など、特殊膜のスラリーに関連する出願 (7.5%、75 件) の順で出願されている。

出願人を類型別に見ると、外国企業が 61.2% (614 件)、韓国企業が 37.5% (377 件) で、韓国内外の企業が特許出願を主導しており、その他、韓国の大学 1.0% (10 件)、韓国の研究所 0.2% (2 件)、外国の大学 0.1% (1 件) で低い割合を占めている。

特許庁の有機化学審査課の審査官は、「韓国企業の積極的な特許出願により、CMP スラリーの国産化が拡大することを期待している」とし、「半導体の微細化、高集積化が進んでおり、そのようなニーズに応える CMP スラリーの技術開発は、これからも重要性が増していくと思っている」と述べた。

5-3 [報道参考資料] 特許登録件数に対する無効率は約 0.2%です

韓国特許庁 (2021. 6. 30.)

特許庁は、高品質の審査サービスを提供するために最善を尽くします。

6 月 28 日、ソウル経済が報道した「無効率が日本の 3 倍、国内特許は『銀流し』について、次のように説明します。

「報道内容」

韓国における「無効審判処理件数に対する特許無効の割合 (特許無効率)」が直近 5 年間の平均で 47%になっており、特許審査官の不足とそれに伴う審査投入時間の不足が主な原因であると報道している。

「特許庁の立場」

ここ5年間(2016～2020年)の特許登録件数に対する無効審判の請求率は0.39%であり、特許登録件数に対する無効率は約0.2%である。

記事で指摘している特許無効率47%は、無効審判請求件数に対する引用件数である。

一方、無効審判の請求率は5年間で徐々に減少しており(※)、出願人が審査結果を受け入れるという側面ではポジティブな結果であると言える。

※(2016年)0.49%→(2017年)0.44%→(2018年)0.39%→(2019年)0.38%→(2020年)0.28%

「特許無効率」

(単位：%、件)

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	平均
(1)特許無効審判請求率	0.49 (530/108,876)	0.44 (527/120,662)	0.39 (459/119,014)	0.38 (477/125,661)	0.28 (383/134,766)	0.39 %
(2)特許無効審判引用率	49.1 (240/489)	44.0 (337/766)	45.6 (251/551)	55.2 (307/556)	42.6 (185/434)	47.6 %
(3)特許無効率	0.22 (240/108,876)	0.28 (337/120,662)	0.21 (251/119,014)	0.24 (307/125,661)	0.14 (185/134,766)	0.21 %

※(1)無効審判の請求件数/特許登録件数、(2)無効審判の引用件数/無効審判の審決件数、(3)無効審判の引用件数/特許登録件数

特許庁は、特許審査品質の向上に向けて、先進国レベルに合わせて1人当たりの審査処理件数および投入時間を確保するために、特許審査官の増員を継続的に推進しており、審査官が行う業務の一部を支援する「先行技術調査事業」を拡大するなどの審査インフラの拡充に力を入れています。また、融合複合技術の専門審査組織を新設(2019年11月)し、正確な審査のために第四次産業革命技術に対する3人協議審査を拡大(※)しています。

※融合複合技術の3人協議審査：(2019年11月～12月)525件→(2020年)4,184件→(2021年)4,500(計画)

特許庁は、今後、関係部処と協力して審査人員を継続的に拡充し、高品質の特許審査サービスを提供するために最善を尽くします。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム